

瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の基本方針について

1 制定の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）が改正され、令和5年4月から、地方公共団体に個人情報保護法が一律に適用されることになりました。

これにより、本市が定めていた瑞浪市個人情報保護条例については令和5年3月末で廃止し、令和5年4月からは法律で委任された事項等を定める「瑞浪市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、適用することとなります。

【従来の個人情報保護制度】

主 体	根 拠
民間事業者	個人情報保護法
国の行政機関	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
独立行政法人等	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
地方公共団体	各地方公共団体が定める条例

2 個人情報保護制度の見直しの経緯

社会全体のデジタル化に対応した「データ流通」と「個人情報保護」の両立が要請される中、従来の制度では、団体ごとの条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となったり、独立した機関による監督を求めるEUにおける個人情報保護制度などとの国際的な制度調和の課題が生じ、これらの課題に対応するため全国的な共通ルールを法律で規定することになりました。

個人情報保護法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大する中で、国の独立行政委員会である個人情報保護委員会による執行体制の確保の下、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

3 一元化の影響

個人情報保護の考え方や制度の運用に大きな変更は生じませんが、法の適用に伴って以下のような変更があります。

項 目	現行条例	令和5年4月以降
1 個人情報の定義	死者に関する情報を含む。	生存する個人に関する情報に限定。
2 死者に関する情報の取扱い	死者の情報を <u>死者の個人情報</u> とし、相続人等の権利義務に関わる情報を開示請求等の対象とする。	死者に関する情報のうち <u>遺族の個人情報</u> に該当する情報を開示請求等の対象とする。
3 個人情報の取扱い	①直接収集の原則、②要配慮個人情報の収集禁止、③目的外利用及	法に①、②、④の明記なし。 ※①～④の例外について審査会へ

		び外部提供の禁止、④オンライン結合の禁止を明記。 ※例外は審査会への諮問が必要	諮問することは許容されない。
4	審査会の権限	開示決定等に係る不服申立の審査、3の①～④に関する諮問や個人情報保護における重要な事項について答申	開示決定等に係る不服申立の審査、個人情報保護における重要な事項について答申。
5	個人情報取扱事務の管理	個人情報取扱事務のすべてを登録し、登録簿を閲覧に供するとともに、その件数と増減を毎年度公表している。	1,000件以上の個人情報を取扱う業務について、ファイル簿の作成及び公表が義務付けられる。
6	対象となる実施機関	条例の対象となる実施機関に市議会を含んでいる。	法律の適用対象に地方議会を含まない。

4 条例制定の基本方針

(1) 個人情報保護法と同趣旨の内容は規定しない。

- ・法律が条例に委任している事項又は法律が許容している事項を明記する。

(2) 個人情報保護法の内容と矛盾、抵触するものは規定しない。

- ・直接収集の原則、要配慮個人情報の収集禁止、オンライン結合の禁止は規定しない。これらに関する個別事項を審査会へ諮問しない。

(3) 個人情報の取扱いについて、現行条例と同様の考え方で対応できるよう配慮する。

- ・開示請求に対する決定期間を現行条例と同様の15日以内とする。
- ・これまでどおり、開示手数料は無料とし、写しの交付は実費を徴収する。
- ・ファイル簿の作成対象とならない事務（個人情報1,000件未満）について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、現行と同様の管理を継続する。

(4) 行政機関等匿名加工情報提供制度の導入は見送ることとする。

- ・当分の間、都道府県及び政令市にのみ導入義務が課されることから、今後において導入時期を検討します。

※ 市議会は個人情報保護法の適用を受けないため、独自の条例制定を検討する。

(国会や裁判所と同様、地方議会においては自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとの趣旨から法の適用を除外している。)

5 スケジュール	令和4年8月 5日	個人情報保護審査会にて基本方針承認
	8月16日	庁議へ提案
	8月19日	全員協議会での報告
	9月 1日～	パブリックコメント実施 (9/30 まで)
	10月下旬	法令審査委員会
	12月	議会提案
	令和5年4月 1日	新条例施行 (予定)